

広報

すずか かめやま

地区広域連合

No.
66

目次

介護保険のお知らせ

- ・介護サービスのことで悩んでいませんか？…………… P2
- ・「看護小規模多機能型居宅介護」をご存じですか…………… P3
- ・こんにちは！介護保険の認定調査に伺いました！…………… P4～P7
- ・4月から介護保険認定調査業務の一部を新たに委託します…………… P8
- 広域連合議会の動き…………… P8

ミツマタ(亀山市安坂山町「天空の森」)…全国的にもめずらしいミツマタの大群生地帯。
毎年3月下旬ごろになるといっせいに開花する。

3

2023

Spring

介護サービスのことで悩んでいませんか？

介護保険サービスの利用や手続きの方法などでわからないことなどありませんか。

その際、地域包括支援センターや担当ケアマネジャーに相談されることも多いと思いますが、ここでお話しする介護サービス相談員は、介護保険サービスなどを提供している事業所を訪問し、利用者の相談、支援を行います。

しかし、現在は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活動を休止しています。

感染状況や受け入れ施設側の状況により再開の予定で、再開する際には改めて広域連合ホームページなどで周知いたします。

介護サービス相談員とは

介護サービス相談員は、介護保険サービスなどを提供する事業所（介護保険施設など）を訪ね、そこでサービス利用者から話を聴いて相談に応じる活動を行っています。

介護サービス相談員が活動を通じて聴き取った要望や不満、不安などを基に、サービスを提供している事業所及び行政との橋渡しをしながらそれらの解消に努め、苦情に至る事態を未然に防止し、介護サービスの質的な向上を図ることを目的としています。

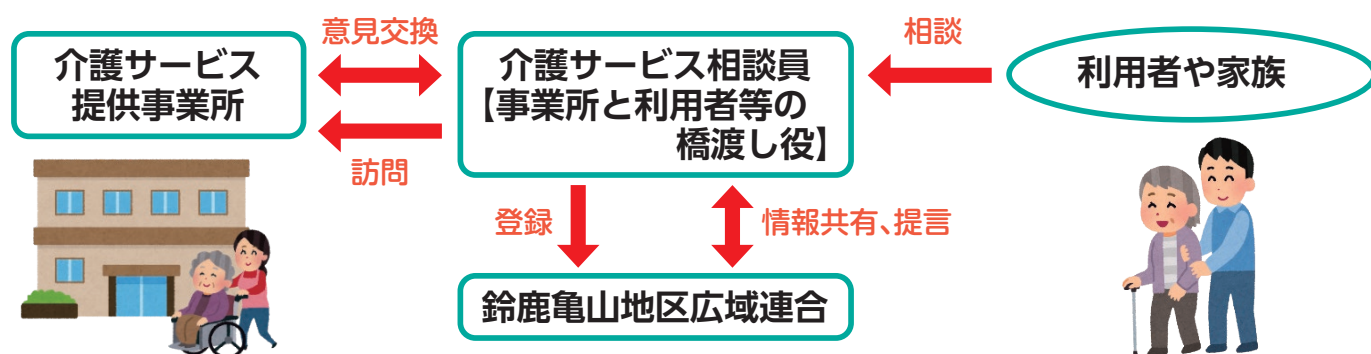


介護サービス相談員の具体的な活動

介護サービス相談員は、まず利用者から要望や不満、不安などをよく聴いた後、

- 単なる行き違いや情報不足によるものか
- 個人の好き嫌いによる要望なのか
- 介護の質に関わるものなのか など

事実確認を経て見極めます。その上で本人への助言や、事業所側と意見交換を重ねて問題のありかを提示し、サービスの質の改善につなげる提案をします。



介護サービス相談員活動休止中の困りごとや相談については、最寄りの地域包括支援センターまたは介護保険課指導グループまでご連絡ください。

「看護小規模多機能型居宅介護」をご存じですか

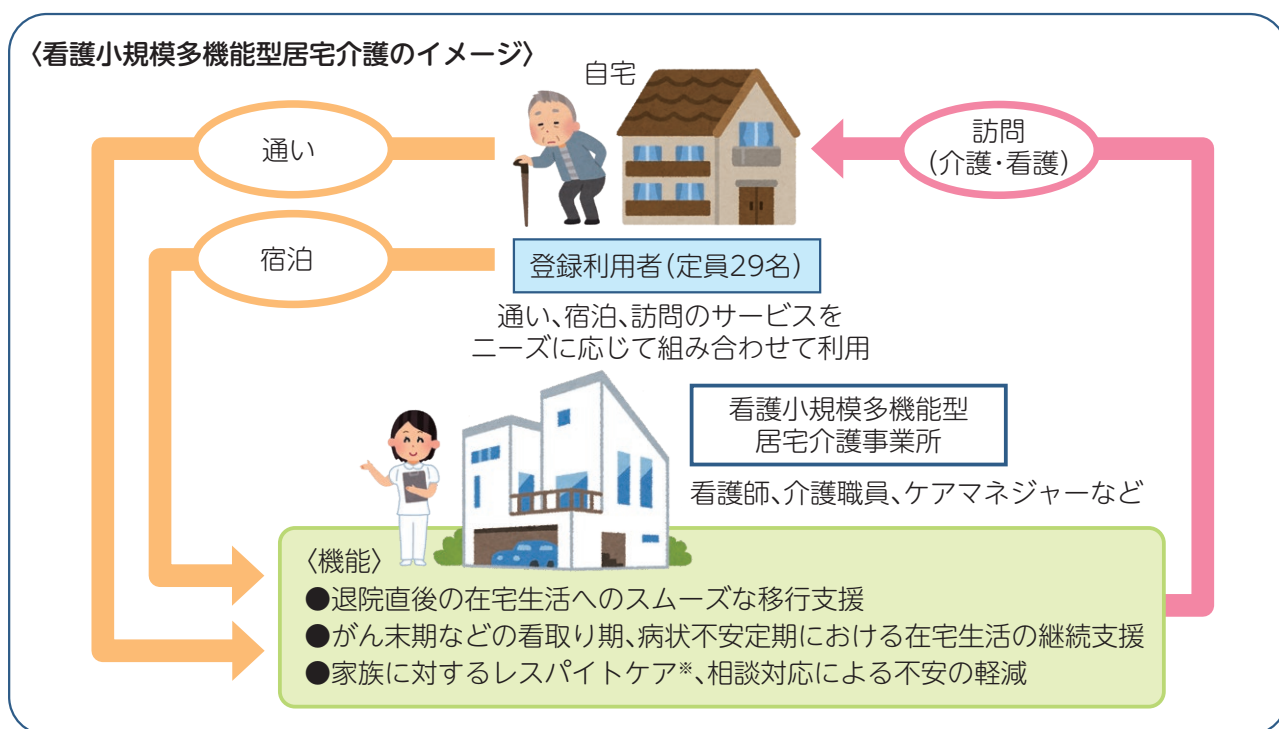
介護が必要な状態になっても、自宅で穏やかに過ごすことは、多くの人の願いではないでしょうか。

そうした中、求められているのは、病気をかかえていても医療と介護の専門家の目が行き届く環境で、その方にとっての“いつもの暮らし”ができる仕組みです。

その仕組みに対応する「看護小規模多機能型居宅介護」のサービスについてご紹介します。

【看護小規模多機能型居宅介護の仕組み】

看護小規模多機能型居宅介護は、医療ニーズのある利用者が「通い」「宿泊」「訪問（介護・看護）」の組み合わせを選択できるサービスです。通いを中心に、利用者の選択に応じて、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、24時間365日多機能なサービスが受けられます。これらの組み合わせにより、自宅を長期間離れることなく、暮らし続けることができます。



※「レスパイトケア」とは、介護者が一時的に介護から離れて休息をとれるようにする支援のことを指します。

通い…ご本人の生活スタイルに合わせて、利用時間や過ごし方を決めていきます。入浴だけ、食事だけといった数時間の利用も可能です。

宿泊…日中の通いで慣れ親しんだ環境の中、顔なじみの職員が対応しますので、安心して宿泊することができます。

訪問…「訪問介護（ヘルパー）」のサービスに加え、「訪問看護」も利用可能です。通いだけでは支えきれない時間帯や内容を「暮らしぶり」に合わせて支援していきます。

【管内の看護小規模多機能型居宅介護事業所】対象：要介護1～5の方

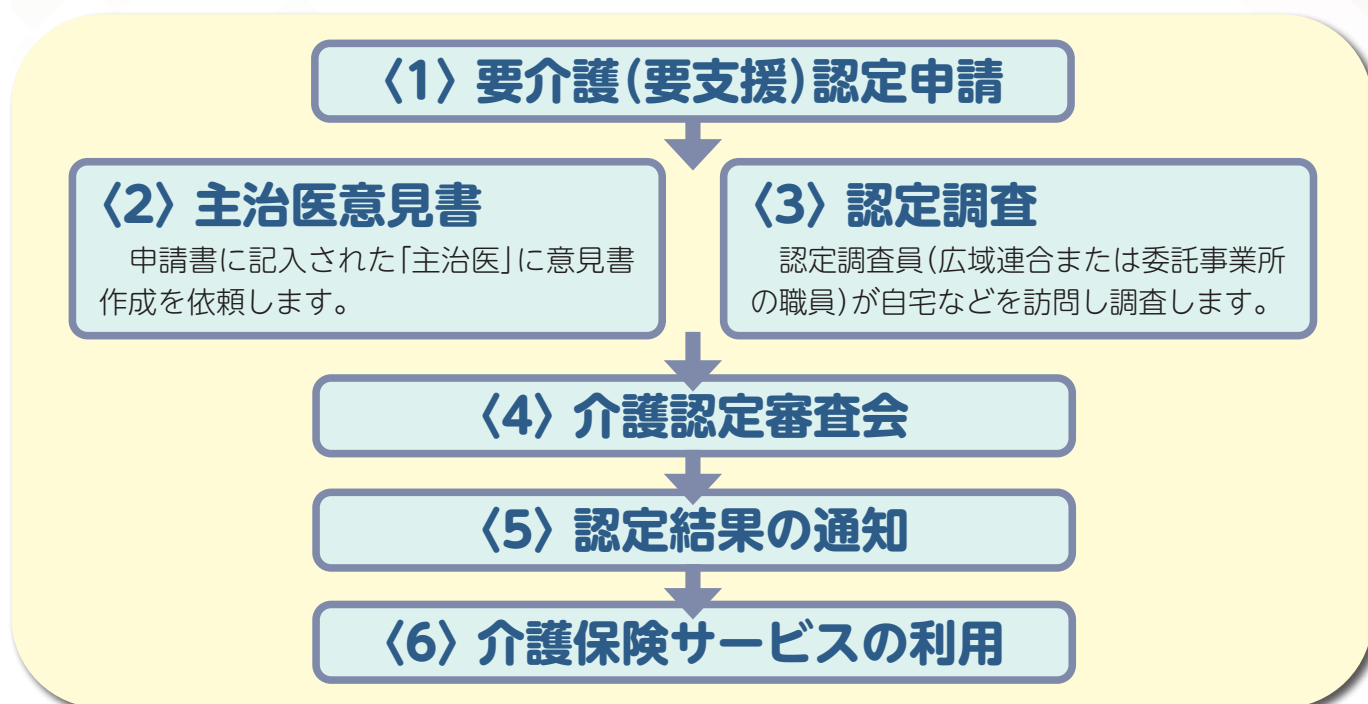
事業所名	住 所	電話番号
看護小規模多機能ホーム アルテハイム鈴鹿	鈴鹿市平田一丁目2番8号	059-370-0200

こんにちは! 介護保険の認定調査に伺いました!



介護保険の認定調査をしている調査員の太郎です。
私は、ご自宅や入院している病院・施設などに認定調査に伺っています。
今回は、申請からの手続きや、スムーズに認定調査を受けるポイントなどを皆様にお伝えしたいと思います。

【要介護（要支援）認定申請からサービス利用までの流れ】



〈1〉 要介護(要支援)認定申請

認定申請の受付窓口は、広域連合(鈴鹿市役所西館3階)のほか、下記の場所となります。

鈴鹿市 長寿社会課(鈴鹿市役所1階)、各地区市民センター

亀山市 地域福祉課(あいあい)、市民課(亀山市役所1階)、地域サービス室(関支所)

ご自身やご家族が上記窓口で手続きするか、地域包括支援センターや担当している居宅介護支援事業所のケアマネジャーが代わりに手続きをすることも可能です(申請書は、鈴鹿亀山地区広域連合ホームページから印刷することもできます)。



申請する時のポイント

「調査立会人の連絡先」には、携帯電話など平日の日中に連絡がつく連絡先を記入してください。電話がなかなかつながらないと認定調査の日程調整ができず、結果の判定が遅れる場合があります。申請後はご登録のない電話番号から日程調整の電話が来ますのでご了解ください。



〈2〉主治医意見書

申請書に記入された「主治医」が、ご本人の心身の状態について意見書を作成します。

「一番困っていることを相談している医師」や「日頃から受診している医師」など、ご自身の現在の状況をよく知っている医師（1名）の氏名を申請書に記入してください。

最近、医療機関を受診していない方は、受診の上、医師と相談してから申請してください。定期的に受診されている方も、受診の際に介護保険の申請を行うことを伝えた上で、申請していただくと手続きがスムーズになります。

主治医意見書は、広域連合が直接医師に依頼いたします。



〈3〉認定調査

認定調査員（広域連合または委託事業所の職員）が自宅などを訪問し、調査します。

認定調査とは、現在の心身の状況と介護の手間を調べるために行う調査です。

申請書に記入された調査立会人に連絡をし、日時を調整します（基本的に土・日曜日、祝日を除く9時～15時）。

なお、認定調査にかかる時間は1時間程度です。

認定調査では、どのようなことをしますか？

日常生活全体について、身体の動きの様子を確認しながら、定められた74項目に沿って、できることやできないこととその回数、介助の大変さを詳しく聞き取りをさせていただきます。

例えば、①普段の食事、排泄、着替えなどの様子

- ②椅子に座ってどのくらい手足を動かせるか
- ③寝たり起きたりの動作がどのようにできるか
- ④歩行などの様子
- ⑤物忘れなどの症状がないか
- ⑥薬の服用をどのようにしているか ほか



認定調査で何か準備しておくものはありますか？

動作の確認をするため、背もたれつきの椅子（膝が90度に曲がり座れる高さのもの）と横になれる場所（可能であれば寝室）をご準備ください。

また ・今までかかったことのある病気

・今回介護保険を申請された理由

・これからどんな介護保険のサービスを使いたいかなど

まとめておいていただくと認定調査がスムーズに行えますのでご協力ください。



介護保険のお知らせ

困っていることを、本人の前では話しにくい…

認定調査時には定められた項目に沿って、日常生活で困っていることや、物忘れに関することでご家族の方が苦勞されていることなども一緒に確認させていただきます。

ご本人の前では話しにくいこと、聞かれたくないこともあると思います。日程調整の電話で、困りごとについてどこで聞き取りを行ったほうがよいかを確認していますので気兼ねなくご相談ください。

物忘れについての質問例

- ① 物を盗られたなどと被害的な発言をすることはありますか？
- ② 事実とは異なる話をすることはありますか？
- ③ しつこく同じ話をすることはありますか？
- ④ ひどい物忘れはありますか？
- ⑤ 目的もなく動き回することはありますか？ ほか

認定調査の日から1カ月以内に起こったことを回答してください。



認定調査を受けるポイント

認定調査員が訪問してお話を聞くと、普段はできないことでも頑張ったり、ご本人が「できる！」と答えたりすることがあります。

普段の様子を正しく確認するためにも、生活の様子や困りごとの内容を具体的にご存じのご家族の方などの同席をお願いしています(場合によってはご本人お一人での認定調査も可能です)。



感染対策についてのお願い

認定調査員は毎日検温を行い、認定調査時はマスクを着用して感染予防に努めています。

対象となるご本人や同席されるご家族の方にも、認定調査日当日に検温していただき、発熱や体調不良の場合は日程変更をお願いしています。

訪問時には、認定調査員がまず洗面所をお借りして、手洗いをさせていただき、認定調査に立ち会っていただく方全員にマスクの着用をお願いしています。安全に認定調査を受けていただけるよう対策をしていますので、ご協力をお願いします。



〈4〉介護認定審査会

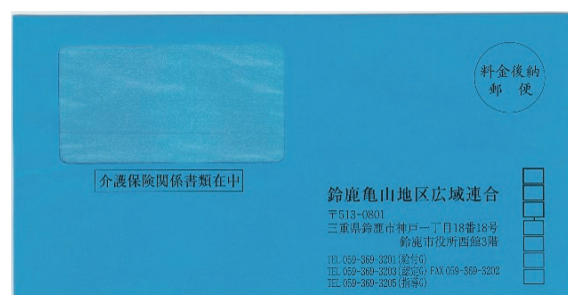
ここで要介護・要支援認定区分を判定します。

認定調査の結果と主治医意見書、認定調査員の特記事項をもとに保健、医療、福祉などの専門家である医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャーなどで構成された合議体で審査し、要介護・要支援認定区分、認定期間などの判定が行われます。



〈5〉認定結果の通知

介護認定審査会で認定された方には、広域連合から以下の書類のほか、認定結果通知と地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所の案内を同封して送付します。



青い封筒

介護保険被保険者証		認定区分	要介護1 要介護2 要支援1 要支援2
氏名	住所	認定年月日	有効期限
生年月日	性別	認定区分	要介護1 要介護2 要支援1 要支援2
保険料納付	保険料額	認定区分	要介護1 要介護2 要支援1 要支援2
保険料納付	保険料額	認定区分	要介護1 要介護2 要支援1 要支援2

介護保険被保険者証

こんな書類を
お送りしています



介護保険負担割合証	認定区分	要介護1 要介護2 要支援1 要支援2
氏名	住所	認定年月日
生年月日	性別	認定区分
保険料納付	保険料額	認定区分
保険料納付	保険料額	認定区分

介護保険負担割合証
※新規申請の場合

〈6〉介護保険サービスの利用

実際にサービスを利用する場合は、地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所と契約し、利用するサービスの内容を盛り込んだケアプランを作成する必要があります。

認定結果が届きましたら、同封の地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所の案内を参照し、サービスの利用についてケアマネジャーと相談してください。

4月から介護保険認定調査業務の一部を 新たに委託します

令和5年4月から、主に新規申請、要支援状態からの変更申請の方の認定調査業務を「鈴鹿亀山介護認定調査センター」へ新たに委託します。

これにより、鈴鹿亀山地区の認定調査業務は、鈴鹿亀山地区広域連合、鈴鹿亀山介護認定調査センター、居宅介護支援事業所で進めることとなります。

認定調査を受けていただく流れは変更ありませんが、申請内容により、担当が以下のとおりとなります。

	担当	電話番号
・新規申請 ・要支援状態からの変更申請	鈴鹿亀山介護認定調査センター	059-395-6515
	鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課 認定グループ	059-369-3203
・更新申請 ・要介護状態からの変更申請	居宅介護支援事業所	各事業所によって異なります。
	鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課 認定グループ	059-369-3203

広域連合議会の動き

総務課 059-369-3200

令和4年12月23日に鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会が開催され、新たに草川卓也議員が副議長に選出されました。

広域連合議会の体制

議長 山口善之 議員
監査委員 船間涼子 議員

副議長 草川卓也 議員

高橋 さつき 議員
市川 昇 議員
櫻木 善仁 議員
池上 茂樹 議員
森 喜代造 議員

新 秀 隆 議員
水谷 進 議員
中村 浩 議員
服部 孝規 議員



発行/鈴鹿亀山地区広域連合

〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所西館 3階

TEL 059-369-3200 FAX 059-369-3202

ホームページ <https://www.suzukakameyama-kouiki.jp/> E-mail skkouiki@mecha.ne.jp